

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第342号）

〔 府民の声部分公開決定審査請求事案その2 〕

（答申日：令和3年10月13日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、府民の声に記載されている固有名詞を公開すべきである。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和2年3月8日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

次の府民の声の基本情報

2016年6月30日公表「たばこ対策に関するもの」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=f-koe2&pageId=13692>

2016年8月31日公表「たばこ対策に関するもの」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=f-koe2&pageId=13983>

2016年9月30日公表「たばこ対策に関するもの」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=f-koe2&pageId=14138>

2016年11月30日公表「たばこ対策に関するもの」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=f-koe2&pageId=15943>

2016年12月28日公表「たばこ対策に関するもの」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=f-koe2&pageId=16191>

2017年3月31日公表「たばこ対策に関するもの」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=f-koe2&pageId=16878>

2017年4月28日公表「たばこ対策に関するもの」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=f-koe2&pageId=17423>

- 2 令和2年3月18日付けで、実施機関は、本件請求に対応する行政文書を（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

- （1）公開請求の対象となる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の名称

下記「府民の声」の基本情報

- ・ 2016年6月30日公表「たばこ対策に関するもの」（以下「本件行政文書1」という。）
- ・ 2016年8月31日公表「たばこ対策に関するもの」
- ・ 2016年9月30日公表「たばこ対策に関するもの」

- ・2016年11月30日公表「たばこ対策に関するもの」
- ・2016年12月28日公表「たばこ対策に関するもの」
- ・2017年3月31日公表「たばこ対策に関するもの」
- ・2017年4月28日公表「たばこ対策に関するもの」

(2) 公開しないことと決定した部分

- ア 応対職員の氏名
- イ 申出者の氏名、フリガナ、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢
- ウ 府民の声に記載されている固有名詞（以下「本件係争情報」という。）

(3) 公開しない理由

- ア及びイ 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には、府民お問い合わせセンター職員の氏名及び、申出者の氏名、住所などの個人情報記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

- ウ 条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には、企業名や特定の集団情報が記録されており、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報と認められる。

- 3 令和2年6月19日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち本件係争情報を公開しないことと決定した部分を取り消し、公開するとの決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張

実施機関は公開しない理由を条例第8条第1項第1号に該当するとしたが、該当しない。

Aは、天下りなど政府とグルであるのは万人の知るところであり、これを公開したとしても何ら企業の利益を害することはない。

Bは、タバコ規制に関して政府へ強い影響力を発揮しているのは万人の知るところであり、これを公開したとしても何ら集団の利益を害することはない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

- (1) 大阪府に日々寄せられるご意見、ご要望等の中には、施策立案や業務改善に役立てるべき貴重な提言が含まれている。こうした府民からの声を業務改善や政策反映に活かしていくことを目的に、府民の声を一元的に管理するシステムを「府民の声システム」という。お寄せいただいた府民の声は、個人、企業が特定される氏名、団体名、住所、メールアドレス、所管外、個人等を誹謗中傷する内容等を除き、原則原文のまま公表している。審査請求人が本件請求を行った府民の声の基本情報とは、「府民の声システム」に入力されている府民の声の基本情報である。
- (2) 本件行政文書については、件名「年間15,000人以上の殺戮行為である『路上喫煙』を今すぐ禁止してください」とあるように、喫煙について、非常に悪い印象を与える表現となっている。さらに、政府と特定の企業、集団がグルになっているという事実確認が不可能な内容が記載されている。そのため、本件係争情報に記載されている喫煙に関わる企業名や特定の集団情報を公にすることにより、あたかも悪い企業や集団であるかのような印象を与えることになりかねない。それに伴い、社会的評価が下がるおそれもあり、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報と認められることから、条例第8条第1項第1号に該当するものである。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9

条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件行政文書1においては、喫煙について、非常に悪い印象を与える表現となっており、関連する喫煙に関わる企業名や集団情報といった本件係争情報を公にすることにより、社会的評価が下がるおそれもあり、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められることから、条例第8条第1項第1号に該当すると主張する。これに対し、審査請求人は、本件係争情報にある固有名詞をA、Bであると推測し、これらの利益を害すると認められないから公開すべきであると主張するため、以下、条例第8条第1項第1号該当性について検討する。

(1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念で捉えられないものをいうものである。

(2) 条例第8条第1項第1号該当性について

本件係争情報の条例第8条第1項第1号該当性について、以下検討する。

ア 第二2（3）によると、本件係争情報のうち、企業名は法人等に関する情報であることから、（1）アに該当すると認められる。しかし、本件係争情報のうち、実施機関が集団情報であるとして非公開とした部分は、同号にいう「その他の団体」には該当しないことから、法人等に関する情報には当たらず、（1）アには該当しない。

イ 上記アの理由から、本件係争情報のうち、企業名に関してのみ、以下（1）イ該当性について検討する。

当審査会が本件行政文書を確認したところ、府民の声の欄には、自治体や厚生労働省にも苦情を述べている方々が多いが、政府は特定の企業とグルになっているためスルーされてしまう旨の意見が記載されている。

ここに記載されている内容からは、単に府民の声の投稿者の一方的な憶測が述べられているに過ぎないと考えられるとともに、この内容が公にされることにより、当該法人の信用等に影響が及び、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものとは考えられない。よって（１）イには該当しない。

以上のことから、本件係争情報は、条例第８条第１項第１号には該当せず、公開すべきである。

3 付言

以下の内容について、実施機関においては、今後、適切に対応されるよう付言する。

本件決定の「公開しない理由」欄に記載されている理由は、条例の該当条項、非公開の部分及びどのような非公開事由に該当するかを記載しているのみで、当該非公開の部分がある理由で非公開事由に該当するのか、具体的な理由の記載がされていない。公開しない理由については、条例の該当条項及び非公開部分について具体的な理由を記載すべきであった。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

丸山 敦裕、島尾 恵理、荒木 修、小谷 真理